

【表紙】

【発行登録番号】	27 - 関東106
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	相鉄ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sotetsu Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 英一
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸一丁目 3番23号 (注)上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記本社事務 所において行っております。 (本社事務所)横浜市西区北幸二丁目 9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 森 肇
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区北幸二丁目 9番14号
【電話番号】	(045)319 - 2043
【事務連絡者氏名】	経営戦略室 課長 森 肇
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年 7月 8日)から 2年を経過する日(平成29年 7月 7日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円 (注1) 490,727,495円 (注2) (注) 1. 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2. 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使 に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額であ る。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定(注1、2)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	未定
割当日	未定
払込期日	該当事項なし(注3)
払込取扱場所	該当事項なし

- (注) 1. 新株予約権の発行総数は、新株予約権の発行を決議するにあたって当社取締役会が定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。
2. 割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てます。
3. 無償にて発行しますので、払込期日はありません。新株予約権発行の日は未定です。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	相鉄ホールディングス株式会社 普通株式 単元株式数は1,000株です。 完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円とする
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定(注1)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定(注2)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	未定(注2)
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	未定(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は未定ですが、新株予約権の発行総数は、新株予約権の発行を決議するにあたって当社取締役会が定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

2. 取締役会が別途定めるものとします。また、後記「第3 その他の記載事項」記載の対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件並びに取得条項等を設けることがあります。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります。

(2)【手取金の使途】

未定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

当社は、平成19年3月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を決定しました。

当社は、基本方針の決定後も、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号口に定義されるものをいいます。）について、いわゆる「買収防衛策」の導入の是非を含め検討を行ってまいりましたが、平成19年5月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を平成19年6月28日開催の当社第139期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に提出することを決定し、本定時株主総会に両議案を付議いたしましたところ、いずれも株主の皆様のご承認をいただき、その効力が生じております。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものいたします。

1. 本プラン導入の目的及び理由について

当社は、当社の基本方針のとおり、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下、「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下、「買収者」といいます。）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じるものと考えておりますが、上場会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えております。そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、基本方針を踏まえ、買収者グループ（下記2.(1)に定義されます。以下同じ）に対して事前に大規模買付行為（下記2.(1)に定義されます。以下同じ）に関する必要な情報の提供及びこれに対する評価・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該買収者グループが提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、買収者グループに属する者であって、取締役会が所定の手続きに従って基本方針に照らして不適切であると認められた者（以下、「例外事由該当者」といいます。））によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入を決定いたしました。

2. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の ないし のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)又はその可能性のある行為(以下、総称して「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下において同じとします。)についての、買付け等の後における公開買付者グループ(注1)の株券等所有割合の合計(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合につき、公開買付者及び特別関係者以外の公開買付者グループに属する者を同項に規定する特別関係者とみなして算出される割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)が20%以上となることを目的とする公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)

当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)についての、大規模買付者グループ(注2)の、買付け等の後における株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合につき、株券等の保有者及び共同保有者以外の大規模買付者グループに属する者を同項に規定する共同保有者とみなして算出した割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付け又は買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等に係る株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下同じとします。)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係及び資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。)を樹立する行為(注3)

(注)1. 「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者又は特別関係者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

(注)2. 「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項により保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下同じとします。)及びその共同保有者、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者又は共同保有者と実質的利益を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

(注)3. 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して下記(3)記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

以下、公開買付者グループ及び大規模買付者グループと、 において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

(2) 意向表明書の提出

買収者グループには、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、取締役会評価期間（下記(4)に定義されます。）及び当該期間における検討の結果、当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間（以下、「待機期間」といいます。また、株主の皆様のご意思を確認する必要から、臨時株主総会を開催するための招集通知発送作業の事務負担やその他の物理的事情等を勘案して、合理的な範囲内でこの待機期間を延長することがあります。）において当社株券等の買付け等を行わないほか、本プランに定める手続き（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の買収者グループを構成する者の代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下、総称して「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。当社代表取締役社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこの写しを当社各取締役に交付します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、買収者グループを構成する者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名並びに日本国内における連絡先及び企図している大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語とさせていただきます。

買収者グループから意向表明書の提供があった場合、当社取締役会は、自らが適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(3) 買収者グループに対する情報提供要求

当社取締役の全員が意向表明書の写しを受領した日から10営業日以内に、買収者グループには、当社取締役会に対して、次の から までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会が、買収者グループから当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下、「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し（以下、「代替案立案」といいます。）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定め、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を適時適切に開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時買収者グループに対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他の当社への通知、連絡における使用言語は全て日本語とさせていただきます。

買収者グループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、買収者グループを構成する者のうち、ファンド又はその出資に係る事業体が存在する場合はその主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的な名称、資本構成、出資割合、財務内容並びに役員の氏名及び略歴、過去における法令違反行為の有無等を含みます。）

買収者グループの内部統制システムの具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等）をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）

大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的な取引の内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、鉄道施設又は事業所等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及びこれらに対する対処方針
大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可などの取得の蓋然性（なお、これらの事項に関しては、資格を有する弁護士による意見書も含むものとします。）
大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営に際して必要な許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規則遵守の可能性
その他当社取締役会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書の写しを当社取締役の全員が受領した日から原則として10営業日以内に書面により買収者グループに対して要求した情報

(4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、買収者グループが開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 又は の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、原則として、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしますが、当社取締役会による評価、検討の結果、当社取締役会が、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催することを決議した場合には、大規模買付行為は、待機期間経過後にのみ開始されるべきものとします（当社株主総会の招集手続き等については、下記(6)をご参照ください。）。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の最大化の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

(5) 当社取締役会による決議

大規模買付ルールが遵守されなかった場合

買収者グループが大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該買収者グループに対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することができます。かかる決議がなされた場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の決議を行った後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとし、これらの決議を行った場合にも、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付ルールが遵守された場合

買収者グループが大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を決定します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該買収者グループが次の(ア)から(サ)までのいずれかの事情を有していると認められる者(以下、「濫用的買収者」といいます。)である場合には、当社取締役会は、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会の開催を決議することができ、当該株主総会において、本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合には、当該大規模買付行為に対して、本プランによる対抗措置の発動が行われます。他方、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当社取締役会が、買収者グループが濫用的買収者であるか否かを判断するにあたっては、必要に応じて、外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得るものとします。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合(いわゆるグリーンメイラー)又は当社株券等の取得目的が主として短期の利ざやの獲得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の資産を当該買収者グループに移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者グループの債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 買収者グループの提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) 買収者グループの提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的公開買付け(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け)などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (キ) 買収者グループによる支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は買収者グループが支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買収者グループが支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ク) 買収者グループによる支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を毀損するものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ケ) 買収者グループが支配権を取得した後の当社及び当社グループの経営方針又は事業計画が不十分又は不適当であるため、運輸事業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障を与えるおそれがある場合
- (コ) 買収者グループの経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買収者グループが公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (サ) その他(ア)ないし(コ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうと判断される場合

なお、かかる決議に関する開示手続きは、上記 に準じるものとします。

(6) 当社株主総会による決議

当社取締役会が、買収者グループが濫用的買収者であると認める場合には、当社取締役会は、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会の開催を決議することができます。

その場合、当社取締役会は、本新株予約権（下記(8)に定義されます。）の無償割当てを行うこと及びその取得条項の発動その他の対抗措置の実施についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとし、

その際、当社取締役会は、買収者グループが提供した大規模買付情報、大規模買付情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該承認総会議決権基準日の2週間前までに公告を行うものとし、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとし、当該株主総会の結果は、決議後速やかに適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、上記のとおり、当該株主総会において、本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合には、当該大規模買付行為に対して、本プランによる対抗措置の発動が行われますが、他方、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

(7) 大規模買付情報の変更

上記(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、買収者グループによって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下、「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続きは中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続きが改めて適用されるものとし、

(8) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとし、（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとし、

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（注1）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）、又は(iii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとされることがあり得ます（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあり得るものとし、）。

3. 本プランの導入、継続、廃止及び変更等について

本プランは、本定時株主総会において上記定款変更議案及び上記承認議案につき、株主の皆様のご承認いただき、その効力が生じております。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様のご意思を確認することが可能です。

また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

4. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株又は新株予約権の無償割当て等、法令等及び当社の定款が取締役会の権限として認める措置の発動は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希薄化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希薄化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当て基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続きについて株主の皆様に関わる手続きは、次のとおりです。

名義書換の手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続きを行っていただく必要があります(証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続きは不要です。)

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります(当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主の方は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。)

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続きは不要となり、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

新株予約権の行使又は取得の手続き

当社は、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際にこれらの手続きが必要となった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示しますので、当該内容をご確認下さい。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の最大化の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化

本プランは、買収者グループに対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために買収者グループと交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を目的として、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び買収者グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を付議し、本プランは株主の皆様のご承認をいただきその効力が生じており、本プランの導入についての株主の皆様のご意思が反映されています。

(4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び買収者グループとの交渉等を行うにあたっては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続きにおいて当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、「対抗措置発動等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」といいます。）を設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予測可能性が付与されることとなります。

(6) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも継続、又は廃止の決議をすることができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 1. 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとしてあり得る（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も当社による当社株式を対価とする取得の対象となるものとしてあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、買収者グループが大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式（以下、「交付株式」という。）を交付し、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は当該新株予約権に代わる新たな新株予約権（これらの全部又は一部を当社普通株式に代えることもあり得る。）を交付する旨の定めを設ける場合がある。

8. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由が当該当事者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、当該例外事由が当該当事者からその所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由が当該当事者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする。）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	第146期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	平成26年6月30日	関東財務局長に提出
事業年度	第147期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	平成27年6月30日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第148期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	平成28年6月30日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第149期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	平成29年6月30日	までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度	第147期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）	平成26年8月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第147期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）	平成26年11月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第147期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）	平成27年2月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第148期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）	平成27年8月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第148期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）	平成27年11月16日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第148期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）	平成28年2月15日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第149期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）	平成28年8月15日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第149期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）	平成28年11月14日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第149期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）	平成29年2月14日	までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成27年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の第147期第1四半期報告書の訂正報告書）を平成26年11月4日に関東財務局長に提出
訂正報告書（上記1の第146期有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年6月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（平成27年6月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

相鉄ホールディングス株式会社

（横浜市西区北幸一丁目3番23号）

（注） 上記は登記上の本社であり、本社業務は下記本社事務所において行っております。

（本社事務所）横浜市西区北幸二丁目9番14号

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。